

# 二級河川松尾川 河川改修事業

## 説明資料

平成21年10月27日

大阪府都市整備部河川室河川整備課

# 費用対効果(B/C)の比較

項 目		前回評価時(H16) 【】金額は現在価値化前の値	今回(H21) 【】金額は現在価値化前の値	変更要因
費用対効果(B/C)		1.21 B = 71.9億円【250.9億円】 C = 59.6億円【65.7億円】	1.38 B = 161.2億円【361.1億円】 C = 117.1億円【113.7億円】	・総便益の増: 89.3億円【110億円】 ・総費用の増: 57.5億円【48億円】
算出手法		・治水経済調査マニュアル(H12.5)	・治水経済調査マニュアル(H17.4)	-
資 産 デ ー タ	資産評価 単価	・治水経済調査マニュアル各種資産評価 単価及びデフレ-タ(H15.12)	・治水経済調査マニュアル各種資産評価 単価及びデフレ-タ(H20.2)	・資産データの更新に よる被害額の変更
	基礎資料	・平成12年国勢調査	・平成17年国勢調査	・氾濫区域内家屋数等の増 加(氾濫面積は変更無し)
便益計算	評価方式	・評価対象期間: (整備期間) + 完成後50年間 ・便益(年平均被害軽減期待額): 71.9億円【250.9億円】 ・上記、便益を評価時点を基準とし 現在価値化	・評価対象期間: 整備期間 + 完成後50年間 ・便益(年平均被害軽減期待額): 161.2億円【361.1億円】 ・同左	・マニュアル変更に伴う整備期間 (H7 ~ H27)便益の追加: 65.5億円【65.6億円】 ・同上に伴う施設等の残存 価値の追加:0.3億円【3.5億円】 ・資産データ、家屋数の変更 に伴う便益の増: 23.5億円【41.1億円】
費用計算	評価方式	・評価対象期間 整備期間(建設費) + 完成後50 年間(維持管理費) ・建設費:59.4億円【65.0億円】 ・維持管理費(実績値): 0.2億円【0.7億円】 ・上記、費用を評価時点を基準とし 現在価値化	・同左 ・建設費:105.1億円【87.0億円】 ・維持管理費(建設費の0.5%): 12.0億円【26.7億円】 ・同左	・建設費の増額に伴う現在価 値化による総費用の増: 45.7億円【22億円】 ・算定手法の変更による維持 管理費の増: 11.8億円【26億円】

# 【現在価値化前のB/Cの算出】

【現在価値化前】

	年平均被害軽減期待額 (整備期間中 + 完成後50年)	施設等の残存価値
今回H21総便益 = 361.1億円	= (65.6億円 + 292.0億円)	+ 3.5億円
前回H16総便益 = 250.9億円	= ( - + 250.9億円)	+ -

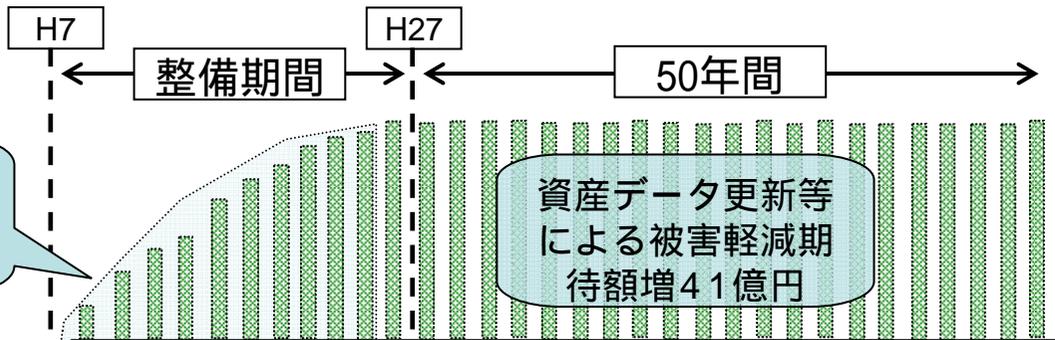
総便益の増加  
110億円

整備期間中の  
便益を追加  
66億円

資産データ更新等  
による被害軽減期  
待額増41億円

**B 総便益**

**C 総費用**



65.6億円  
( - 億円)

5.84億円 × 50年 = 292.0億円  
(4.92億円 × 51年 = 250.9億円)

事業費  
増18億円

維持管理費  
増26億円

残存価値を  
総便益で  
計上4億円

総費用の増加  
48億円

建: 87.0億円、維: 4.9億円  
(建: 69.0億円、維: 0.0億円)

維: 0.435億円 × 50年 = 21.8億円  
(0.7億円)

【現在価値化前】

	建設費	維持管理費 (建設費の0.5%)	施設等の残存価値
今回H21総費用 = 113.7億円	= 87.0億円	+ 26.7億円	+ -
前回H16総費用 = 65.7億円	= 69.0億円	+ 0.7億円	- 4.0億円

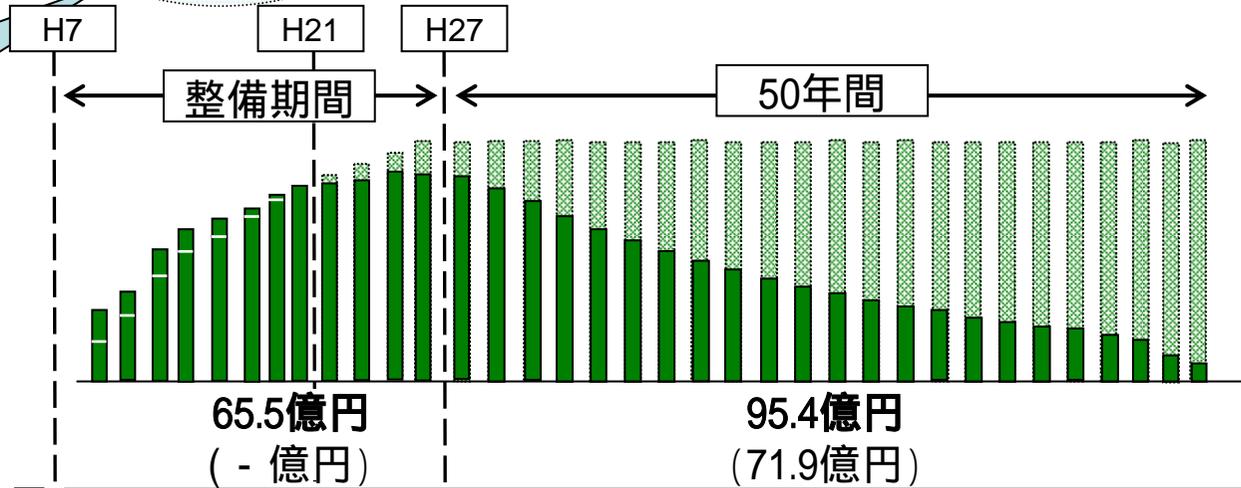
# 現在価値化後(社会的割引率4%を適用)のB/C

今回H21総便益 = 161.2億円 =  
 前回H16総便益 = 71.9億円 =

年平均被害軽減期待額	160.8億円	+	施設等の残存価値	0.3億円
	71.9億円	+		-

現在価値化後の  
 総便益の増加  
 89億円

**B 総便益**



**C 総費用**

現在価値化後の  
 総費用の増加  
 43億円

建:105.1億円、維: 4.9億円  
 (建:63.4億円、維: 0.0億円)

維:7.1億円  
 (0.2億円)

今回H21総費用 = 117.1億円 =  
 前回H16総費用 = 59.6億円 =

建設費	105.1億円	+	維持管理費(建設費の0.5%)	12.0億円
	59.4億円	+		0.2億円

# ふるさとの川整備事業について

## 多自然川づくりとは

### 経過

H2:「多自然型川づくりの推進について」の通達

河川が本来有している生物の生息・生育環境に配慮し、あわせて美しい自然環境を保全あるいは創出する川づくりの開始。

H9: 河川法改正(今までの河川法の目的である治水、利水に加えて河川環境の保全が明確化)

河川砂防技術基準(案)において、「河道は多自然型川づくりを基本として計画する」ことが位置付けられ、現在では可能な場合は、多自然川づくりがすべての河川において実施されている。

全国事例写真



野川(東京都)



新町川(徳島県)

府事例写真



天野川



平野川

ふるさと川事例写真



飛鳥川



春木川

# ふるさとの川整備事業について

## 松尾川における改修事例

護岸等について景観等に配慮する場合の対応: 4.5億円

- ・コンクリートブロック 自然石へ変更(多自然川づくりで一般的に採用)
- ・通常の転落防止柵 景観に配慮した柵に変更

管理用通路について景観等に配慮する場合の対応: 3.0億円

- ・砕石 カラー舗装、インターロッキング

旧河川を活用した整備: 2.5億円

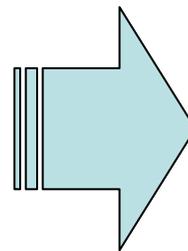
- ・新川との取り付け対応のための落差工の追加



通常の転落防止柵



コンクリートブロック護岸



景観に配慮した柵



自然石護岸

# ふるさとの川整備事業について

## 治水対策以外の効果

H20年度の概算訪問者【2,000人+】

- ・河川清掃(毎月実施12回) : 650人
- ・イベント(3回、花の植付2回):1,350人
- ・日々の散策等の一般利用者: +

維持管理費換算【3.3億円】

- ・河川清掃等参加(半日) 650人 × 10千円/人 × 50年

廃川部分(旧河川)の売却利益【3.1億円】

- ・面積7,900㎡ × 39千円/㎡



植付用の花の種まき



地元主催の“内田の鯉流し”



ひつじとふれあえる“癒しの場”